

# 第4号議案説明資料

## 定款並びに定款附属書総代選挙規程変更理由書（案）

定款並びに定款附属書総代選挙規程の一部について、以下の変更の理由等により、所要の変更を行うものです。

### （1）定款

#### ①正組合員たる地位継続の特例にかかる根拠規定の変更

正組合員たる地位継続の特例に関する規定について、令和4年5月27日に公布された農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、根拠規定の変更が行われたことを踏まえ、所要の変更を行う。

#### ②ウェブサイト開示によるみなし提供措置の新設

政府主導の脱炭素社会の実現に向けたペーパーレスによる環境負荷削減及び総代会招集に係る事務効率化を目的として、これまで総代会招集通知の際に送付していた総会参考書類及び決算関係書類の一部（注記表及び附属明細書等）を組合のホームページに開示する方法（みなし提供措置）により提供できるようにする変更を行う。

### （2）定款附属書総代選挙規程

正組合員たる地位継続の特例にかかる根拠規定の変更を行う。

## 定款新旧対照表（案）

新条文	現行条文
第1章～第2章 (略)	第1章～第2章 (略)
第3章 組合員 (組合員の資格)	第3章 組合員 (組合員の資格)
第11条 (略) (農用地利用改善事業実施団体の構成員に係る組合員資格の特例)	第11条 (略) (農用地利用改善事業実施団体の構成員に係る組合員資格の特例)
第12条 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによって賃借権、使用賃借による権利又は経営受託権（以下「賃借権等」という。）を設定したことにより前条第2項第1号又は第2号に該当しなくなった者であって、同項第3号又は同条第3項第4号若しくは第5号に該当する組合員である農用地利用改善事業実施団体の構成員であるもののうち、当該賃借権等の設定前に又は設定後遅滞なくこの組合に申出をし、理事会において次の各号に掲げる要件に該当する者である旨の確認を受けたものは、引き続きこの組合の正組合員とする。	第12条 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって利用権を設定したことにより前条第2項第1号又は第2号に該当しなくなった者であって、同項第3号又は同条第3項第4号若しくは第5号に該当する組合員である農用地利用改善事業実施団体の構成員であるもののうち、当該利用権の設定前に又は設定後遅滞なくこの組合に申出をし、理事会において次の各号に掲げる要件に該当する者である旨の確認を受けたものは、引き続きこの組合の正組合員とする。

新条文	現行条文
する。	
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>賃借権等を設定した土地の全部又は一部がその者が構成員となっている農用地利用改善事業実施団体の農用地利用規程において定める農用地利用改善事業の実施区域（この組合の地区内に限る。）の地区内にあること。</u>	(2) <u>利用権を設定した土地の全部又は一部がその者が構成員となっている農用地利用改善事業実施団体の農用地利用規程において定める農用地利用改善事業の実施区域（この組合の地区内に限る。）の地区内にあること。</u>
(3) (略)	(3) (略)
第13条～第21条 (略)	第13条～第21条 (略)
第4章～第6章 (略)	第4章～第6章 (略)
第7章 総会	第7章 総会
第43条 (略) (総会の招集手続)	第43条 (略) (総会の招集手続)
第44条 総会を招集する場合には、理事会の決議により、次に掲げる事項を定めなければならぬ。 (1)～(3) (略)	第44条 総会を招集する場合には、理事会の決議により、次に掲げる事項を定めなければならない。 (1)～(3) (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
<u>5 第3項の総会参考書類に記載すべき事項又は第4項の決算関係書類に表示すべき事項にかかる情報のうち特定のものについては、農林水産省令で定めるところにより、書面による提供に代えて、インターネットを利用する方法で開示することにより、正組合員に対し提供することができる。</u>	
第45条～第55条 (略)	第45条～第55条 (略)
第8章 総代会 (総代会)	第8章 総代会 (総代会)
第56条 この組合は、総会に代わるべき総代会を設けるものとする。	第56条 この組合は、総会に代わるべき総代会を設けるものとする。
2 総代は、正組合員でなければならず、かつ、その半数以上は第11条第2項各号に該当する正組合員でなければならない。	2 総代は、正組合員でなければならず、かつ、その半数以上は第11条第2項第1号又は第2号に該当する正組合員でなければならない。
3～5 (略)	3～5 (略)
第57条～第58条 (略)	第57条～第58条 (略)
第9章～第11章 (略)	第9章～第11章 (略)
<u>附則（令和 年 月 日）</u>	
<u>1 この定款の変更は、行政庁の認可書が到達した日（令和 年 月 日）から効力を生ずる。</u>	
<u>2 この定款変更の効力発生のときにおいて、現に存する変更前の第12条に規定する者についての正組合員たる地位については、なお従前の例による。</u>	

新 条 文	現 行 条 文
<p><u>3 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項によりなお従前の例により定められる農用地利用集積計画の定めるところによって利用権を設定することにより変更前の第11条第2項第1号又は第2号に該当しなくなった者の正組合員たる地位については、なお従前の例による。</u></p>	

定款附属書総代選挙規程新旧対照表（案）

新 条 文	現 行 条 文
第1条～第2条 (略) (選挙区等)	第1条～第2条 (略) (選挙区等)
第3条 総代の選挙は、選挙区ごとに行う。	第3条 総代の選挙は、選挙区ごとに行う。
2 (略)	2 (略)
3 各選挙区の総代の半数以上は、この組合の定款第11条第2項各号に該当する正組合員でなければならない。	3 各選挙区の総代の半数以上は、この組合の定款第11条第2項第1号又は第2号に該当する正組合員でなければならない。
4 正組合員は、その住所を有する選挙区において投票権を有する。ただし、この組合の地区外に住所を有する正組合員は、その者が最も多くの耕作地（農用地利用集積等促進計画の定めるところにより <u>賃借権、使用貸借による権利又は經營受託権</u> の設定を行った土地を含む。）を有する選挙区において投票権を有する。	4 正組合員は、その住所を有する選挙区において投票権を有する。ただし、この組合の地区外に住所を有する正組合員は、その者が最も多くの耕作地（農用地利用集積計画の定めるところにより <u>利用権</u> の設定を行った土地を含む。）を有する選挙区において投票権を有する。
第4条～第25条 (略)	第4条～第25条 (略)
<u>附則（令和 年 月 日）</u> <u>この規程の変更は、行政庁の認可書が到達した日（令和 年 月 日）から効力を生ずる。</u>	

#### 附帯決議

定款並びに定款附属書総代選挙規程の一部変更につき、認可申請の際の行政庁の指示による字句等の修正は、理事会に一任することについて承認をお願いするものです。